瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例(平成25年瀬戸市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第3条、第4条関係)				別表(第2条、第3条、第4条関係)			
執行機	附属機関	担任事務	委員の	執行機	附属機関	担任事務	委員の
関			定数	関			定数
市長	<省略>	<省略>	<省略	市長	<省略>	<省略>	<省略
			>				>
	瀬戸市 <u>高</u>	瀬戸市 <u>高齢者</u> 福祉	<省略		瀬戸市老	瀬戸市 <u>老人</u> 福祉計	<省略
	<u>齢者</u> 福祉	計画及び瀬戸市介	>		<u>人</u> 福祉計	画及び瀬戸市介護	>
	計画·介	護保険事業計画の			画・介護	保険事業計画の見	
	護保険事	見直しについての			保険事業	直しについての調	
	業計画策	調査・審議に関す			計画策定	査・審議に関する	
	定委員会	る事務			委員会	事務	
	<省略>	<省略>	<省略		<省略>	<省略>	<省略
			>				>
<省	<省略>	<省略>	<省略	<省	<省略>	<省略>	<省略
略>			>	略>			>
-H /				PAT >			-

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。